

神戸市民生協とは

営利を目的としない生活協同組合として昭和30年に設立され、現在は約20万人の方にご加入いただいています。協同互助の精神に基づき、組合員の安全・安心な暮らしを支えています。

お申込み条件

ご加入いただける方は、当組合の組合員の方に限られます。兵庫県内にお住まいか、職場がある方ならどなたでも1口50円以上の出資で組合員になることができます。ただし、組合員の資格の範囲外となったときは、契約は終了し、組合を脱退していただくことになります。

割引施設について

組合員になると、特典として神戸市民生協提携の割引施設がご利用いただけます。ご利用される際、組合員証のご提示で組合員及び同伴者が割引料金となります(割引施設により同伴者数が異なります)。詳しくは当組合までお問い合わせいただくか、ホームページ(<https://www.kccs.or.jp/>)をご覧ください。

お申込みは中面の **加入申込書** を
ご利用ください。

加入申込記入例

右記から読み取って
ご覧ください。



便利! インターネットで
加入申込みが
完了します!



✓ 24時間いつでも非対面で
お申込みが可能

✓ 面倒な書類の記入・
返信が不要

□ 座振替登録・クレジットカード払登録も
WEB上で可能!



医療共済 入院充実プラン



暮らしの安全と安心を見守る青い鳥

神戸市民生協

神戸市民生活協同組合 (兵庫県知事認可)

〒650-0032
神戸市中央区伊藤町
111番地
神戸商工中金ビル5階



0120-81-9431

● 営業時間 9:00~17:30 (土・日曜及び祝日休業)

URL <https://www.kccs.or.jp/> MAIL kyosai@kccs.or.jp FAX 078-335-0630



入院充実プランの3つのポイント

ポイント① 1日(日帰り)以上の
病気・ケガ入院で
入院日額+入院一時金
(入院日額×10日分)を
お支払い

※3000円コース
0~65歳の方が
1日(日帰り)入院
した場合



入院日額 **5,000円**
+
入院一時金 **50,000円**

ポイント②

必要に応じて
3つの特約(追加保障)が選べる

基本コース(月掛金2,000円、3,000円)に、
ガン・通院・女性の3つの特約
(月掛金各500円)を追加いただけます。

ポイント③

告知事項に
該当されていても
加入できる場合も

詳しくは右面の
「特定の疾病加入制度」
および「特別条件付加入制度」を
ご覧ください。



加入年齢は0歳~75歳
(保障開始日において)
85歳まで保障がつづく
(特約は80歳まで)

掛金の一部が戻ってくる
家計にやさしい割戻金

※決算後、剰余金が生じたときは割戻金
としてお戻ししています。
※割戻金は、共済金の支払い等による
剰余金の増減で毎年変動します。

掛金は口座振替か
クレジットカード払いで
お支払いいただけます

掛金の払込み方法は預貯金口座振替かク
レジットカード払いをお選びいただけます。

掛金払込方法と保障開始日について

掛金払込方法は月払いとなります。 ※「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」にてご確認ください。
※加入申込書送付後、20日以上経過しても「手続き完了のご案内」が届かないときは、組合までご連絡ください。

1. 預貯金口座からの振替

- 組合が申込みを毎月20日までに受け付けたときは翌月の27日に、また、21日以後に受け付けたときは翌々月の27日に、初回の掛金と出資金(1口50円)をご指定の預貯金口座から口座振替によって引落とします。(掛金振替日の翌日から保障が開始されます。)2回目以降の月額掛金は毎月27日に引落とします。ただし、引落日に金融機関が休業の場合は翌営業日となります。
- 共済期間は共済契約の効力発生日(保障開始日)から1年間となります。(新規契約の場合、掛金振替日の翌日の午前0時から)
- 以降、契約内容の変更および契約者から特にお申し出が無い限り、同一の契約を継続する申込みがあったものとみなします。

〈申込から保障開始までの日程例〉

申込受付期間	1月21日~2月20日
掛金振替日	3月27日
保障開始日	3月28日

2. クレジットカード決済

- 取扱クレジットカードは、VISA・Master・JCB・AMEX・Dinersのカード、及び提携カードです。
- ご利用の際は、ご契約者様本人名義のクレジットカードに限らせていただきます。
- 組合が申込みを毎月20日までに受け付けたときは、翌月の14日(売上確定日)に、また21日以後に受け付けたときは翌々月の14日(売上確定日)に、初回掛金と出資金(1口50円)をお払込みいただけます。(売上確定日の翌日から保障が開始されます。)
- 共済期間は共済契約の効力発生日(保障開始日)から1年間となります。(新規契約の場合、売上確定日の翌日の午前0時から)
- カード会社へのお支払いは、ご利用カード会社の指定日となります。
- 以降、契約内容の変更および契約者から特にお申し出が無い限り、同一の契約を継続する申込みがあったものとみなします。
- 預貯金口座振替からクレジットカード決済への変更希望の方など、お申込みから手続き完了まで1ヶ月程度を要する場合があります。
- ※変更ご希望時に掛金の振替不能分がある場合は、ご変更いただけません。

〈申込から保障開始までの日程例〉

申込受付期間	1月21日~2月20日
売上確定日	3月14日
保障開始日	3月15日

医療共済 入院充実プラン

基本コース	
保障内容	保障年齢→
入院一時金	1日以上
傷害入院 (日額)	1日目～ (事故日から 180日以内)
病気入院 (日額)	1日目～
入院手術※1	入院にて行う場合 (所定の手術)※2
重度障害	不慮の事故による
	病気による
死亡	不慮の事故による
	病気による
	五大疾病※3による

3000円コース(月掛金3,000円)					
0～65歳	65～70歳	70～75歳	75～80歳	80～85歳	
50,000円	25,000円	20,000円	14,000円	11,000円	
1日目～124日目		1日目～180日目			
5,000円	2,500円	2,000円	1,400円	1,100円	
1日目～124日目		1日目～54日目			
5,000円	2,500円	2,000円	1,400円	1,100円	
100,000円	20,000円	15,000円	10,000円	—	
100万円	50万円	30万円	30万円	20万円	
50万円	—	—	—	—	
100万円	60万円	35万円	33万円	21万円	
50万円	10万円	5万円	3万円	1万円	
60万円	20万円	8万円	6万円	2万円	

2000円コース(月掛金2,000円)					
0～65歳	65～70歳	70～75歳	75～80歳	80～85歳	
40,000円	20,000円	15,000円	10,000円	7,000円	
1日目～124日目		1日目～180日目			
4,000円	2,000円	1,500円	1,000円	700円	
1日目～124日目		1日目～54日目			
4,000円	2,000円	1,500円	1,000円	700円	
25,000円	8,000円	4,000円	4,000円	—	
60万円	30万円	20万円	20万円	20万円	
30万円	—	—	—	—	
60万円	32万円	22万円	22万円	21万円	
30万円	2万円	2万円	2万円	1万円	
36万円	7万円	5万円	5万円	2万円	

※1:入院手術とは、当組合の指定する手術(所定の手術)で入院基本料が加算されている期間において受けられた手術をいいます。 ※2:所定の手術についてはお問い合わせください。 ※3:五大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・腎不全をいいます。

入院充実プランのご加入にあたって

- 75歳(保障開始日において)までの健康な方なら、告知事項に回答していただくだけで加入できます。面倒な医師の診査は不要です。
- ご加入時の年齢(保障開始時の年齢)に応じ、保障内容が異なります。65歳以後は、年齢に応じて保障内容が変わりますが、掛金は85歳まで同額です。64歳までの方⇒0～65歳の保障内容/65～69歳の方⇒65～70歳の保障内容/70～74歳の方⇒70～75歳の保障内容/75歳の方⇒75～80歳の保障内容
- 特約については、特約だけではご加入いただけません。「入院充実プラン」基本コースへのご加入が必要です。
- 保障開始日は初回掛金払込日の翌日です。ただし、病気入院の保障は、初回契約の場合、保障開始日から31日以後に開始した入院に限りです。
- 保障開始日以前に発病した疾病または発生した事故を原因とする場合で、初回契約発効日からその日を含んで1年以内に発生する共済事由については削減してお支払いします。また、一回の入院とみなされる転院、再入院には同じ削減率が適用されます。
- ご加入いただけるのは、お1人につき1つのコースです。当組合の医療共済・こども共済および傷害共済のすべてのプラン・コースを含みます。

※医療共済は、課税所得控除の適用外です。



3つの特約で保障を充実 月掛金各500円

「基本コース」と同時にお申込みください。

※特約のみでのお申込みはいただけません。※特約は複数お選びいただけます。
※特約をお申込みいただけるのは75歳(保障開始日において)までの方で、80歳までの保障となります。

ガン特約

保障内容	保障年齢	0～65歳	65～70歳	70～75歳	75～80歳
ガン診断確定 (一生に それぞれ1回限度)	ガン	10万円	3万円	2万円	2万円
	上皮内ガン	2万円	6,000円	4,000円	4,000円
ガン入院(日額)	1日目～124日目	6,000円	1,800円		
ガン在宅療養	20日以上連続入院後の退院	10万円	2万円	1万円	1万円
ガン通院(日額)	退院の翌日以後180日以内の 実通院日数30日分を限度	1,800円	1,000円		
死亡	ガン	10万円	4万円	3万円	1万円

通院特約

傷害(ケガ)通院給付金は通算5日以上で1日目から保障、さらに通院で行う手術を保障します。		保障年齢	0～65歳	65～80歳
傷害通院(日額)	通算5日以上通院で1日目から保障 (事故日から180日以内で 最高90日分を限度)		1,700円	1,500円
通院手術※1	通院(外来)にて行う場合 (所定の手術)※2		24,000円	13,000円

※1:通院手術とは、当組合の指定する手術(所定の手術)で入院基本料が加算されず、受けられた手術をいいます。 ※2:所定の手術についてはお問い合わせください。

女性特約

女性の方だけが選択いただけます。		保障年齢	0～65歳	65～80歳
女性特有疾病※3入院 (日額)	1日目～124日目		4,500円	1,500円
女性特定手術※4	女性特有疾病入院共済金が 支払われ、かつ5日以上継続して 入院した場合の所定の手術 (手術の種類による)		25,000円	
			15,000円	
			10,000円	
女性特有疾病※3 在宅療養	20日以上連続入院後の退院		50,000円	30,000円

※3:女性特有疾病とは、乳ガン・子宮ガン・子宮筋腫・甲状腺ガン・股関節症・膝関節症・骨粗しょう症・下肢の静脈瘤・異常妊娠・異常分娩・胆石症・緑内障・白内障など
※4:女性特定手術とは、乳房切除術・乳腺悪性腫瘍手術・子宮悪性腫瘍手術・子宮筋腫手術など

高血圧(症)、ぜんそく、白内障、 現在妊娠中の方等でも、 ご加入いただける制度があります

お申込みの際は
加入申込書の「告知事項
回答書兼同意書」に
ご記入ください。

特定の疾病加入制度

高血圧(症)※1の方は、当組合の定める基準値の範囲内であり、追加告知事項にご回答いただければ、掛金・保障内容はそのままでご加入いただける場合があります。

※1.高血圧の原因となる病気(肺高血圧)「妊娠高血圧症候群」などの方、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患、高血圧性心腎疾患、二次性<続発性>高血圧(症)の方は加入できません。

特別条件付加入制度

下記表中の傷病をお持ちの方や妊娠中の方について、お支払いを申込日から3年間免責とする等の条件のもと、掛金はそのままでご加入いただける場合があります。

※この契約の申込日は「告知事項回答書兼同意書」に回答した日とします。

「特別条件付加入制度」を附帯できる傷病

鼠径ヘルニア	・そけいヘルニア>ヘルニア
痔	・肛門部及び直腸部の裂(溝)及び瘻(孔) ・肛門部及び直腸部の腫瘍 ・痔核及び肛門周囲静脈血栓症
虫垂炎	・急性虫垂炎 ・その他の虫垂炎 ・詳細不明の虫垂炎
白内障及び緑内障	・老人性白内障 ・その他の白内障 ・緑内障
中耳炎	・非化膿性中耳炎 ・化膿性及び詳細不明の中耳炎
下肢の静脈瘤	・下肢の静脈瘤
喘息	・喘息
前立腺肥大	・前立腺肥大(症)
関節症	・股関節症[股関節部の関節症] ・膝関節症[膝の関節症]
子宮筋腫	・子宮平滑筋腫
妊娠・分娩に伴う異常及び産褥の合併症	・流産に終わった妊娠 ・妊娠、分娩及び産後<<褥>>における浮腫、タンパク<蛋白>尿及び高血圧性障害 ・主として妊娠に関連するその他の母体障害 ・胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題 ・分娩の合併症 ・分娩(単胎自然分娩を除く) ・主として産後<<褥>>に関連する合併症 ・その他の産科的病態、他に分類されないもの

現在妊娠中である。

■上記表中の傷病名のうち<>については、用語の一部または全体にわたって異なった表現がある場合を示す。

■上記表中のうち[]については、同義語または別の表現を示す。

■上記表中のうち()については、あってもなくても同義であることを示す。

※特定の疾病加入制度および特別条件付加入制度を利用して加入される場合は、裏面の加入申込書とあわせて、告知事項回答書兼同意書にもご回答・ご提出いただく必要があります。なお、ご回答によっては、これらの制度をご利用いただけない場合もございます。

医療共済 入院充実プラン

重要事項説明書

申込・契約にあたってのご案内とご注意

以下の「契約概要」および「注意喚起情報」は共済契約の申込みに際して、特にご注意ください事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承(ご加入者(被共済者)が契約申込人と異なる場合は、必ずご加入者の方全員にもご説明ください)のうえ、お申込みください。また、本書はご契約に関する全ての内容を記載したものではありませんので、契約の内容となる共済事業規約・実施規則の内容を必ずご確認ください。なお、共済事業規約・実施規則は当組合ホームページに掲載しています。ご不明な点につきましては、当組合までお問い合わせください。

契約概要

1. 共済契約のしくみ

1-1. 制度のしくみ

医療共済「入院充実プラン」は、被共済者が共済期間中に死亡や入院等の共済事由が発生した場合に共済金をお支払いします。また、「入院充実プラン」は、「基本コース」に「ガン特約」、「女性特約」および「通院特約」を必要に応じて附帯することができます。ご加入はお1人につき1つのコースです。当組合の医療共済・傷害共済・こども共済の他のタイプ・コースと重複してご加入いただくことはできません。なお、満期返戻金はありません。

1-2. 契約者および被共済者

(1) 契約者になれる方

兵庫県にお住まいか職場がある方で、出資金を払込み、組合員となった方

※契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約は終了し、組合を脱退していただくこととなります。

(2) 被共済者になれる方

① 契約者、その配偶者(内縁関係にある方および同性パートナーを含む。ただし、契約者に婚姻または内縁関係にある方および同性パートナーに婚姻の届出をしている配偶者がある場合を除きます。以下同じ。)および契約者と生計を共にする2親等内の親族の方で、保障開始日(発効日)において満75歳以下の方

② 加入申込書の「告知事項」に該当しない方

③ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、当組合の定める疾病や特定の部位について生じた傷病およびその傷病と因果関係のある一連の傷病による共済金の支払いを一定期間免責とした契約に同意される方

④ 加入申込書の「告知事項」に該当するが、組合所定の条件を満たされる方

1-3. 共済金のご請求

共済事由が発生した場合は、遅滞なく当組合にその旨をご通知ください。共済金を請求する権利は、これ行使することができるときから3年間行使しない場合は、時効によって消滅します。

1-4. 共済金受取人

(1) 共済金受取人は契約者です。

(2) 契約者が死亡されたときの死亡共済金受取人は、次の順位および順序とします。

① 契約者の配偶者

② 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

③ 契約者の死亡当時、契約者と同居していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

④ 上記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

⑤ 上記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序

※死亡共済金受取人、代理請求人の指定をご希望の場合は当組合までご連絡ください。

2. 保障内容(共済金額・保障日数等)および掛金額

保障内容および掛金額は、加入コース・加入年齢ごとに異なります。詳しくは、各コース表および説明事項を必ずご確認ください。保障内容をご確認・ご了承のうえ、希望されるコースにお申込みください。

3. 「ガン特約」、「女性特約」、「通院特約」

「入院充実プラン」には、ご希望に応じて下記の特約をご附帯いただけます(最高3特約全て附帯可)。各特約の保障内容および掛金額は、コース表の特約内容記載欄をご覧ください。

ガン特約

・ガンによる死亡、入院、通院等に対して共済金をお支払いします。

女性特約

・所定の女性疾病による入院や手術等に対して共済金をお支払いします。

通院特約

・ケガによる通院およびケガや疾病の通院による所定の手術に対して共済金をお支払いします。

注1) 各特約は「入院充実プラン・基本コース」にご加入の満75歳までの健康な方がお申込みいただけます。特約のみでのお申込みはいただけません。

注2) 「女性特約」は女性の方のみお申込みいただけます。

注3) 各特約は、満80歳でむかえる契約満了日で、保障が終了します。また、「入院充実プラン・基本コース」の保障が終了すると同時に各特約の保障も終了します。

注4) 各特約は、当組合の「入院充実プラン」の「基本コース」以外のタイプ・コースには附帯できません。

4. 共済期間および契約更新

共済期間は、保障開始日から1年です。なお、契約者から更新しない意思または変更の申し出がない限り、同一の契約の型を継続する申込みがあったものとみなします。当組合がこの申込みを承諾したときはその満了日の翌日(更新日)に契約を更新します。ただし、共済事業規約・実施規則に変更があった場合は、更新日における変更後の内容に変更し、契約を更新します。当組合の指定日に掛金引落しが完了した場合、満85歳でむかえる契約満了日まで契約を更新します。ただし、当組合が共済契約の更新を不適当と認める場合等、更新できない場合があります。

5. 掛金の払込み

掛金の払込みは、口座振替の場合、毎月27日(金融機関が休業の場合は翌営業日)にご指定の預貯金口座からの自動振替にて、クレ

ジットカード払の場合、払込みを承諾した日(毎月14日、以下「売上確定日」といいます。)(ご契約者によるカード会社へのお支払いは、ご利用カード会社の指定日となります。))にお払込みいただけます。払込期日は、毎月の保障開始当日の前日が属する月の末日までとすることができます。

6. 解約返戻金

医療共済には、解約返戻金はありません。

注意喚起情報

1. クーリング・オフの制度

初回申込時に限り、共済契約の申込みを撤回することができます。申込みを撤回したい場合は、口座振替は初回掛金払込予定日以後10日以内、クレジットカード払は売上確定日以後10日以内に、組合へ書面によりお申し出ください。

2. 加入申込書の記載および告知義務

加入申込書や告知事項(健康状態等のご質問)には正確な事実を告知ください。事実でないことを告知された場合は、契約が解除され、共済金が支払われませんのでご注意ください。

3. 共済契約の責任開始期

初回申込みにおいては、組合が契約を承諾した場合、口座振替は初回掛金相当額を受け取った日の翌日の午前0時から、クレジットカード払は売上確定日の翌日午前0時から保障は開始されます。

4. 共済金をお支払いできない場合

① 契約が無効、解除、失効、取消された場合

② 申込書や共済金請求書類に不実の記載があった場合

③ 申込日以前に発病した病気または発生した事故を原因とする場合

④ 傷害入院共済金が支払われる入院中に、傷害通院をした場合、その入院と重複する通院日の傷害通院共済金

⑤ 故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為、死刑、無免許運転や酒気帯び運転、最高速度違反、信号無視等、または運転中における遮断中・警報中の踏切への侵入による事故

⑥ 薬物依存、精神障害または泥酔による場合

⑦ 事故の原因が疾病または心神喪失による場合

⑧ 頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚所見のない傷害入院

⑨ 治療に専念しなかった場合または、正当な理由なく調査や調査に必要な書類の提出を拒んだとき

⑩ 被共済者の自殺または自殺行為による場合(発効日または変更日から1年以内)

⑪ 初回契約の発効日から30日以内に開始された疾病の治療を目的とする場合

⑫ 他の障害または傷病の影響により傷害が重大になったと認められる部分

⑬ 戦争その他非常な出来事または地震、津波、その他これらに類する天災により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことが出来ない場合は、共済金の支払い総額が当該共済事業の異常危険準備金の額を超えない範囲で、共済金を削減してお支払いする事があります。

⑭ 危険な運動等を行っている間または※指定職業に従事中、その危険な運動等または職業の就業にともなう原因によって共済事故が発生したときは、加入コースに応じて、共済金をお支払いしない場合、または削減してお支払いする場合があります。

⑮ 発病日が不明なものについては、共済金を削減してお支払いする事があります。

※指定職業:①タクシーまたはハイヤーの運転手②力士、騎手、テストドライバーなどの職業競技者③国際平和協力隊(海外派遣中の全期間を従事中とみなします)

5. 契約の有効・取消・解除・消滅

(1) 契約が無効となる場合

① 契約者が保障開始日または更新日において契約者の資格の範囲外であったとき、または被共済者が被共済者の資格の範囲外であったとき

② 被共済者が保障開始日以前にすでに死亡していたとき

③ 被共済者が複数のコースに加入するなど、共済金額の限度を超えていたときはその超過分

契約が無効の場合、共済金はお支払いできません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただけます。

(2) 契約が取消となる場合

契約の締結に際して契約者、被共済者が詐欺または強迫の行為をしたときは共済契約を取り消します。この場合、すでに払い込まれた掛金は返還いたしません。

(3) 契約が解除となる場合

① 告知義務違反による解除

契約者または被共済者が契約の申込みの際に告知欄(告知事項)に不実の記載をしたとき

② 重大事由による解除

(ア) 契約者、被共済者または共済金受取人が、共済金の支払いを行わせることを目的として支払事由を発生させ、または発生させようとした場合

(イ) 共済金受取人が、共済契約にもとづく共済金の支払請求について詐欺を行い、または行おうとした場合

(ウ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められる場合

(エ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合

(オ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合

(カ) 契約者、被共済者または共済金受取人が、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(キ) 上記(ア)～(カ)に掲げるもののほか、契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

契約が解除となった場合、共済金はお支払いできません。ま

た、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただけます。その場合の掛金は返還いたしません。

(4) 契約が消滅となる場合

被共済者が死亡した場合はそのとき、重度障害共済金をお支払いした場合には重度障害となったとき

6. 掛金払込猶予期間・契約の失効

① 初回申込時の場合で、組合が特に認めた場合、申込日から3ヶ月以内に払い込むことができます。ただし、第1回掛金が払い込まれず、申込日から3ヶ月を経過した場合は、契約の申込みは取り消されます。

② 2回目以降の掛金払込については、払込期日から2ヶ月以内(払込猶予期間)に払い込まなかった場合は、契約は失効します。

7. 契約の中途解約

契約者は契約を将来に向かって解約請求書により解約できます。解約の効力は、解約日(未記入の場合は書面提出日、郵送の場合は郵便の消印日付)の翌日の午前0時から生じます。

8. その他

この組合は、共済掛金その他の契約内容について、社会情勢・経済情勢の変化や共済金・給付金の支払状況等によって、共済契約の更新時に見直す場合があります。また、当組合は、変更する必要がある場合、当該共済事業規約・実施規則を変更することにより、共済契約者と合意があったものとみなし、個別の合意をすることなく変更することができます。なお、この場合は、変更後の共済事業規約・実施規則およびその発効時期をこの組合のホームページに掲載する等の方法により周知します。

※ご加入後、ご契約の際に告知いただいた内容に次のような変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

ご連絡がない場合は契約が解除され、共済金をお支払いできない場合があります。

① 契約者や被共済者の住所・氏名等登録内容の変更

② 掛金払込方法の変更

③ 掛金振替口座の変更

④ 死亡共済金受取人、指定代理請求人の変更

※過去の契約歴ならびに共済金請求歴などにより契約をお引き受けできない場合があります。

※申込み後、「手続き完了のご案内」と一緒にお送りする「ご契約のしおり」は共済事業規約・実施規則の内容を要約して記載していますので、ご一読のうえ契約証書とともに保管してください。

1. 個人情報の取扱いについて

お客様からお預かりする個人情報については、当組合の行う共済事業・保険代理事業、サービスの案内等に利用します。その他の目的に利用することはありません。

2. 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当組合は、その目的を超えて取得、利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

上記1,2の個人情報保護基本方針及び特定個人情報等取扱基本方針に関する詳細については、当組合ホームページ(<https://www.kccs.or.jp/>)に掲載しております。

※別に定める疾病とは、次の「軽度の病気および状態」とします。

●歯 色素沈着、歯垢、歯石、虫歯、う蝕、う蝕症、咬耗症、摩耗症、さし歯、入歯、歯の破折、歯の折れ、歯冠破折、歯根破折、歯槽膿漏症、歯髄炎、歯周炎、歯周病、歯肉炎、歯科矯正

●口・舌 口唇炎、口唇ヘルペス、口唇疱疹、口角炎、口角びらん症、口内炎

●皮膚 湿疹、主婦湿疹、進行性指掌角皮症、ストロフルス、急性痒疹、アトピー性皮膚炎、とびひ、膿疱性じんま疹、かぶれ、接触皮膚炎、おむつ皮膚炎、おむつかぶれ、おむつつかえ、あせも、汗疹、突発性発疹、小児バラ疹、面疔、よう、せつ、おでこ、尋常性毛癬、ぬぶと、かたね、はたけ、毛包炎、毛嚢炎、にきび、座瘡、面皰、アテローム、粉瘤、表皮嚢腫、疥癬、ひぜんダニ寄生、べんち、たこ、うおめ、鶏眼、いぼ、疣贅、伝染性軟腫、軟疣、水いぼ、ひび、あかざれ、しもやけ、凍瘡、まめ、なまず、癩風、黒なまず、白なまず、尋常性白癬、しらくも、頑癬、水虫、たむし、白癬、魚鱗癬、蒙古斑、乾癬(膿疱性乾癬は除く)、乾皮症(色素性乾皮症は除く)、乾燥肌、皮脂欠乏症

●呼吸器 かせ(インフルエンザは除く)、急性上気道炎、急性鼻炎、急性鼻咽喉炎、急性喉頭咽喉炎、急性副鼻腔炎、急性副鼻腔蓄膿症、急性咽喉炎、急性喉頭炎、急性扁桃炎、急性口蓋扁桃炎、急性咽頭扁桃炎、プール熱、咽頭結膜熱

●免疫機能 花粉症、アレルギー性鼻炎、食物アレルギー、動物アレルギー、シックハウス症候群

●耳 耳垢、耳垢栓塞、耳せつ、耳フルンケル、外耳道せつ、外耳道フルンケル、外耳炎、外耳道炎、外耳道湿疹

●目 仮性近視、単純近視、老眼、遠視、乱視、ものもらい、麦粒腫、霰粒腫、結膜炎、はやり目、ドライアイ、角結膜乾燥症

●消化器 胃下垂、胃アトニー、胃無力症

●泌尿器 遊走腎、腎下垂、夜尿症

●その他 禁煙治療

●上記の傷病名については、傷病名の確定しているものとします。

●上記のうち「○性」と表示されているものについては、その名称のみが対象となります。

●上記のうち、その傷病名に別名がある場合はその傷病名を含むものとします。

加入申込書「告知事項」の慢性疾患について

※慢性疾患とは、次に掲げるものをいいます。

① 悪性腫瘍(ガン、肉腫など)② 消化器疾患(十二指腸潰瘍、胃潰瘍、ウイルス性肝炎、アルコール性肝炎、肝硬変、胆嚢炎、膵炎、胆石など)

③ 循環器疾患(狭心症、心筋梗塞、不整脈、高血圧症など)④ 呼吸器疾患(気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患、間質性肺炎、肺線維症、肺結核など)

⑤ 神経・筋疾患(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、髄膜炎、てんかん、筋炎など)⑥ 腎・尿路疾患(腎炎、ネフローゼ、前立腺肥大、尿路結石、腎結石など)⑦ 代謝・内分泌疾患(糖尿病、痛風、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症など)⑧ 精神疾患(統合失調症、アルコール症、うつ病、躁うつ病、気分障害など)⑨ 運動器疾患(骨髄炎、関節炎、変形性関節症、変形性腰痛症、椎間板ヘルニア、脊柱管狭窄症など)

⑩ 血液疾患(貧血、白血病、リンパ腫など)⑪ アレルギー性疾患および膠原病(リュウマチ、ペーチェット病など)⑫ 耳鼻咽喉および眼疾患(中耳炎、メニエール病、白内障、緑内障など)⑬ 女性器疾患(子宮筋腫、卵巣腫瘍、子宮内膜症など)

2024年4月作成

神戸市民生協

神戸市民生活協同組合 (兵庫県知事認可)

〒650-0032
神戸市中央区伊藤町111番地

神戸商工中金ビル5階

営業時間

9:00~17:30(土・日曜及び祝日休業)



0120-81-9431

FAX 078-335-0630

インターネットからでもお申込みできます。

神戸市民生協

検索